

平成21年1月からの国民健康保険制度の改正について！

出産育児一時金が引上げられます(35万円⇒38万円)

国民健康保険の出産育児一時金が、平成21年1月の出産から、これまでの35万円から38万円に引き上げられました！これは平成21年1月から創設された産科医療補償制度により、同制度に加入した病院などで出産した場合、出産費用にこの制度への掛金3万円が加えられるため、出産育児一時金も3万円を加算し38万円を支給することとなったものです。

同制度へ未加入の病院等での出産の場合は、これまでどおり35万円となりますが、県内ほとんどの出産機関が同制度に加入しています。詳しくは住民課保険班又は出産予定の病院等にお尋ねください。

※産科医療補償制度とは・・・分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償等を目的とした制度で、財団法人日本医療機能評価機構により運営されています。

後期高齢者医療制度へ切り替わった月の高額医療費負担が緩和されます

75歳の誕生日は誕生日の前日までは国民健康保険で給付を受け、誕生日から月末までは後期高齢者医療制度で給付を受けることになります。そのため、75歳の誕生日に医療を受け、高額療養費の対象となった場合、それぞれで自己負担限度額（以下「限度額」）が適用され、最大で2倍の負担となっていました。また75歳になる方が健康保険から後期高齢者医療制度へ切り替わったため、健康保険の被扶養者から国保へ切り替えとなった場合もそれぞれで限度額が適用されていました。これらの負担が増えないように以下の要件を満たす対象者のそれぞれで限度額が適用される月に限り、限度額が半額となります。

(1) 対象者：以下のいずれかの要件を満たす方

- ① 月の途中で75歳になる方
- ② 月の途中で75歳になる方が健康保険から後期高齢者医療制度へ切り替わったことに伴い、国保へ加入した健康保険の被扶養者
- ③ 月の途中で75歳になる方が国保組合から後期高齢者医療制度へ切り替わったことに伴い、国保へ加入した国保組合の家族

(2) 留意点：次のような場合、該当する月は切り替え後の医療保険の給付のみとなるため、限度額は半額となりません。

- ① 1日生まれの方が75歳になり後期高齢者医療制度へ切り替わった月
- ② 健康保険から後期高齢者医療制度へ切り替わったことに伴い、健康保険の被扶養者が1日に国保に加入した月
- ③ 国保組合から後期高齢者医療制度へ切り替わったことに伴い、国保組合の家族が1日に国保に加入した月
- ④ 障害認定により後期高齢者医療制度へ切り替わった月

問い合わせ先

役場住民課保険班

国民健康保険担当

☎ 78-3111 (119・120)

必ずチェック 最低賃金！ - 使用者も労働者も - ●熊本労働局賃金室 ☎ 096-355-3202

最低賃金には、県内全ての労働者に適用される熊本県最低賃金（平成20年10月17日改正）と、特定の産業に従事する基幹的労働者に適用される産業別最低賃金（平成20年12月15日改正）の2つがあります。これらの最低賃金は、臨時・パートタイム労働者、アルバイト等を含む全ての労働者に適用されます。最低賃金の対象となる賃金には、時間外・休日・深夜手当、精皆動手当、通勤手当、家族手当および賞与等は含まれません。

熊本県最低賃金		時 間 額	
		628	円
産業別最低賃金	件 名	時間額	日額額
	紡績業、ねん糸製造業、織物業、靴下製造業	647 円	5,176 円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	693	円
	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	743	円
	百貨店、総合スーパー	693	円